

2 監査委員の意見

審査の結果は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票をはじめ関係書類並びに指定金融機関の現金出納月計総括表及び預金明細表と合致し、正確であることを確認した。

また、予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って行われており、収入支出事務及び財産の管理等に係る事務の一部に留意改善を要する事項が見受けられたが、概ね適正に処理されているものと認められた。

審査意見

ア 財政健全化の推進について

歳入については、法人事業税や個人県民税などの県税は増加してはいるものの、総額では減少している。なお、県税収入はその時々々の経済状況により左右されることから、引き続き税収確保策を講じていく必要がある。

一方、歳出については、事務事業をゼロベースで総点検し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して行うなどの歳出削減に取り組んでいるところで、厳しい財政運営の中においても効果的効率的な事業展開による一定の成果が認められる。しかしながら、財政構造の硬直化を示す経常収支比率が高い水準にあり、今後も社会保障関係費などの義務的経費は増加すると予想され、歳入・歳出の状況に鑑みれば、本県財政は予断を許さない状況が続くものと見込まれる。

このような財政状況において、東日本大震災及び関東・東北豪雨のほか西日本豪雨などのような近年各地で発生している大規模自然災害に備えた災害に強い県土づくりや、公共施設等の老朽化への対応をはじめ、人口減少社会にあっても未来に夢と希望が持てる「新しい茨城」づくりを着実に実施していくためには、さらなる財源確保が必要となることから、引き続き行財政改革を進め歳出の削減を図るとともに、産業振興などによる税源の涵養や県税徴収率の向上、県有財産の売却や貸付、国に対する地方財政制度の改革の要請など、あらゆる歳入確保対策に総力を挙げて取り組み、持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。

なお、一般会計における平成29年度末県債現在高は2兆1,392億67百万円で、前年度に比べて100億64百万円減少した。このうち、国の地方財政対策により地方財政の収支不足等を補うため、制度的に発行せざるを得ない地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの特例的県債の発行額が平成21年度以降多額となっているものの、公共投資に充てるための県債の新規発行額について平成11年度以降は公共事業の縮減・重点化に努め発行を大きく抑制してきたことから、残高については平成18年度をピークに減

少に転じ、取り組みの成果をあげてきている。

将来の世代に負担を残さないためにも、今後も県債残高の縮減及び県債の新規発行の抑制に努め、プライマリーバランスにおける黒字が継続するよう財政健全化の推進に努められたい。

イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて10億90百万円減少し、63億74百万円となった。

収入未済額の主なものは、県税であるが、7年連続で減少し前年度に比べて10億44百万円減の50億61百万円となった。徴収率についても7年連続で上昇しており、前年度に比べて0.4ポイント上昇し98.5%となるなど、さまざまな徴税対策の努力が成果として表れたものといえる。

そのうち、個人県民税については、賦課徴収を行う市町村の徴税力強化支援や原則すべての事業主を個人住民税の特別徴収義務者に指定する取り組みなどによって、前年度に比べて6億91百万円減少し、ピークであった平成22年度の103億47百万円に比べると64億61百万円減の38億86百万円となっている。しかし、それでもなお県税の収入未済額全体の76.8%を占めている現状にあることから、引き続き関係機関と連携を強化したうえで市町村への積極的な支援に努められたい。

また、自動車税については、コンビニ納税やクレジットカードでの納税など納税機会の拡充をはじめ、街頭キャンペーンによる滞納発生 of 未然防止などさまざまな滞納対策を効果的かつ効率的に取り組んだ結果、前年度に比べて2億18百万円減少し6億41百万円となった。しかし、未だ県の賦課徴収分における未収入額の54.6%を占めていることから、効果が表れているこれまでの納税対策をさらに充実させるとともに、滞納者の実態に応じた滞納整理の強化に努められたい。

今後とも、税負担の公平性と歳入確保の観点から、他の税目の滞納者に対しても財産調査を徹底し、差押えやその財産の公売を適切に実施するなど滞納処分の強化に努めるなど、県税全体の収入未済額の縮減及び徴収率

の向上に努められたい。

県税以外の収入未済額は、一般会計で13億13百万円、特別会計で44億85百万円の合計57億98百万円となっている。一般会計の主なものは、県営住宅使用料の3億42百万円で前年度に比べて2百万円の減少となっているが、これは債権回収会社及び地元弁護士チームを活用した納入指導などによるものである。特別会計の主なものは、中小企業事業資金の高度化資金貸付金等39億28百万円で前年度に比べて76百万円増加したが、これは滞納者に対する巡回指導や中小企業診断士等の専門家派遣による経営再建支援などの経営指導を行っているものの貸付先の経営が破綻したことによるものである。

これら収入未済額については、引き続き臨戸訪問や経営指導など個別の状況に応じた丁寧な対応を継続して行うとともに、弁護士や債権回収会社の一層の活用を図り債権回収に努め、回収が期待できない私債権については、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」（平成24年12月 総務部行財政改革・地方分権推進室策定）に基づいた適切な対応に努められたい。

一般会計の不納欠損額は、前年度に比べて1億53百万円減少し、9億40百万円となった。主なものは県税の8億94百万円である。また、特別会計の不納欠損額は、前年度に比べて2,275万4千円減少し、37万3千円となった。

なお、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

ウ 保有土地の管理・処分について

分譲を目的とした土地については、工業用地等として577ha、住宅・業務用地等として、つくばエクスプレス沿線で124ha、阿見吉原地区で18ha、桜の郷地区で3haと、大量の分譲用地が残っている。これらについては、今年度の組織改革により強化された「立地推進局」や「東京渉外局」が中心となり、企業立地補助金や税制上の特例措置などの立地促進策を活用しながら、本県の高速道路網、重要港湾及び茨城空港など広域交通アクセス

の立地優位性を積極的にPRするなどにより販売促進活動に努められたい。

その他の土地については、旧畜産試験場敷地など未利用地40haのほか、職員住宅の用途廃止や県立高等学校の統合等に伴い新たに未利用地となることが見込まれる用地があるが、今後とも土地の有効活用や売却処分を推進し、適切な管理に努められたい。

エ 公共施設等の管理について

本県の公共施設等については、昭和40年代から50年代にかけての高度経済成長期における人口増加社会において、県民ニーズに対応するため教育・福祉施設及び社会基盤等の整備が行われたが、これらの施設は老朽化が進み、これから一斉に更新時期を迎えることとなるが、限られた財源の中で、県民に対する安心・安全な施設の利用等を将来にわたり提供していくためには、計画的な施設の維持・更新等が必要である。

このため、平成27年3月に策定した「茨城県公共施設等総合管理計画」及び公共施設の種別ごとに策定する個別施設計画に基づき、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行いながら公共施設等の適切な管理を行うとともに、財政負担の平準化に努められたい。

また、計画的な修繕等に要する経費に充てることを目的とした「茨城県公共施設長寿命化等推進基金」の充実に努められたい。

オ 県の出資団体等の経営改善について

出資団体等については、経営評価の実施や改革工程表の進行管理による指導監督を行ったことにより概ね経営の健全化が進んできており、確実に改善が図られているところである。しかしながら、さらなる経営改善が必要となっている団体があることや、その他の出資団体等についても、今後とも経営状況の動向を注視しながら経営の健全化を継続させていく必要があることから、引き続き適切な指導監督に努められたい。

カ 事務事業の執行について

事務事業の執行については、小切手の不正振出があった事例や契約行為が不適切であった事例など指摘事項が2件あったため、改善措置を講ずるよう求めてきたところである。

なお、基本的な財務会計上の事務処理の誤りも見受けられたことから、職員研修や内部チェック機能の充実を図るとともに職員一人ひとりが業務改善の意識を持ち、法令等に従った適正かつ正確な財務事務の執行に努められたい。

一方で、事務事業の成果として顕著なものを挙げると、積極的な誘致活動の展開により、茨城空港における就航路線が拡充していることや企業立地が全国トップクラスを維持していること、「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」を強力に推進し犬猫の殺処分頭数が大幅に減少したことなどが評価されるものである。

今後も、新しい茨城づくり政策ビジョンの基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、市町村、民間企業及び関係団体等との連携により積極的な事業展開を図るとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう、常に経済性・効率性・有効性を念頭においた事業の執行に努められたい。